

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成25年2月26日付け24生産第2848号

第1 趣旨

大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施については、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2847号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 大豆・麦等生産体制確立推進事業

1 取組内容

都道府県農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「戸別所得補償制度推進要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）又は地域農業再生協議会（戸別所得補償制度推進要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）は、大豆・麦の生産拡大に向け、事業計画（第4の2の（1）及び（2）に規定するものをいう。以下同じ。）を策定し、大豆・麦等の生産拡大の取組について都道府県協議会又は地域協議会が自ら行い、また、地域において推進するため助成対象者に助成金を交付するものとする。

2 助成対象者

以下に掲げる者であって、事業計画に同意し、当該事業計画に基づく取組を行う者（以下「取組参加者」という。）とする。

- (1) 農業者
- (2) 農事組合法人
- (3) 農事組合法人以外の農業生産法人
- (4) 特定農業団体
- (5) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているもの）
- (6) 農業協同組合
- (7) 農業サービス事業体
- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人）

3 助成対象作物

- (1) 助成対象作物は、以下に掲げるものとする。

ア 大豆及び麦

イ 都道府県協議会の長（以下「都道府県協議会長」という。）が必要と判断した、大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物（米、そば、なたね、飼料作物、てん菜、ばれいしょ及び地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）から承認を受けた作物）

(2) (1) のイの作物の承認は、第4の2の(1)で定める都道府県事業計画の承認によるものとする。

(3) (1) のイの作物に係る助成額は、都道府県事業計画において、助成金と都道府県協議会取組額（事務経費を含む。）の合計の3分の1以内としなければならない。

4 助成率

事業計画の対象となる取組のうち、機械・機器の購入及びリースに対する助成については2分の1以内、別に定める機器、資材の購入及びその他地域一体となって実施する取組等に係る経費に対する助成については10分の10以内を上限に設定できるものとする。

5 事務費

(1) 承認を受けた事業計画に係る都道府県協議会及び地域協議会が事務に要する経費は、助成の対象とする。

(2) 対象となる事務費の範囲については、別表のとおりとする。

(3) 都道府県協議会の事務費としての活用可能額は、都道府県実施方針の実施計画額の1パーセント又は50万円のいずれか大きい額に相当する額以内とする。

また、地域協議会の活用可能額は、都道府県協議会が業務方法書において定めるものとする。

第3 業務方法書の作成及び承認の手続

1 都道府県協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を別紙2を参考として作成し、別記様式第1号により地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 基金造成事業により造成した基金の管理に関する事項

(2) 地域協議会から都道府県協議会への助成金の申請に関する事項

(3) 都道府県協議会から地域協議会への助成金の支払に関する事項

(4) 地域協議会から都道府県協議会への実施状況等の報告に関する事項

(5) その他業務運営に必要な事項

2 1の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。

- 3 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2に準ずるものとする。

第4 事業の実施

1 都道府県実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続

都道府県協議会長は、別記様式第2号により都道府県実施方針兼基金造成計画書（以下「都道府県実施方針」という。）を作成し、地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。なお、都道府県実施方針に以下に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、同様の手続に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 実施計画額の増減

2 事業計画の作成及び承認の手続

(1) 都道府県事業計画

ア 都道府県協議会長は、別紙1に従い、地域の取組内容等を取りまとめ、別記様式第3号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。なお、都道府県事業計画に以下に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、同様の手続に準じて行うものとする。

- (ア) 事業の中止又は廃止
- (イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 助成金と都道府県協議会取組額（事務費を含む。）の合計の3割を超える増減

(エ) 都道府県域の取組の明細の変更・追加・削除（取組名称を除く。）

(オ) 地域事業計画の重要な変更（(2)のアの(ア)～(エ)に係るもの）

イ 地方農政局長等は、都道府県事業計画の提出があった場合は、次に掲げる項目を総合的に判断し、承認を行うものとする。

- (ア) 事業計画の内容が、本事業の目的に沿っていること。
- (イ) 事業計画の内容が、別紙1の基準を満たしていること。

ウ 都道府県協議会長は、都道府県域全体での取組を行う場合にあっては、都道府県事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に都道府県域全体の取組の内容を周知するとともに、一定の申請期間を設けるものとする。

なお、都道府県域全体での取組の内容の周知に当たっては、都道府県協議会長は恣意的に特定の者や地域に限定することなく、情報伝達の公平性の確保に努めなければならない。

(2) 地域事業計画

ア 地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）は、大豆・麦等生産体制確立推進事業を実施する場合、別紙1に従い、参考様式第1号により、作物別に

具体的な取組内容をまとめた地域事業計画を作成し、都道府県協議会長に提出し、承認を受けるものとする。

また、地域協議会よりも狭い範囲での取組が効果的である場合、地域条件等から地域協議会単位での取組が困難な場合等には、設定した範囲ごと取組内容を作成し、地域事業計画に記載するものとする。なお、地域事業計画に以下に掲げる重要な変更を加える場合についても、同様の手続に準じて行うものとする。

- (ア) 事業の中止又は廃止
- (イ) 事業実施主体の変更
- (ウ) 助成金と事務費の合計の3割を超える増減
- (エ) 取組の明細の変更・追加・削除（取組名称の変更を除く。）

イ 都道府県協議会長は、地域協議会より地域事業計画の提出があった場合は、

(1) のイに掲げる項目について審査を行うものとする。

ウ 都道府県協議会長は、地方農政局長等より都道府県事業計画の承認を受けた後、都道府県事業計画に含まれていた地域事業計画の承認を行うものとする。

エ 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するとともに、一定の申請期間を設けるものとする。

なお、地域事業計画の取組の内容の周知に当たっては、地域協議会長は恣意的に特定の者や地域に限定することなく、情報伝達の公平性確保に努めなければならない。

3 取組計画書兼助成金申請書

- (1) 地域協議会長又は都道府県協議会長は、参考様式第2号を参考に取組計画書兼助成金申請書の様式を作成するものとする。
- (2) 取組参加者は、地域協議会長又は都道府県協議会長が前項により作成した様式により取組計画書兼助成金申請書を作成し、原則、取組参加者が住所を有し、又は所在する市町村の区域が属する地域協議会長又は都道府県協議会長に提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 取組参加者は、取組計画書兼助成金申請書に、業務方法書に定める重要な変更を加えようとするときは、前項に準じて手続を行うものとする。

4 助成金の交付の手続等

- (1) 地域協議会長は、第3の1の承認を受けた業務方法書に定めるところにより、都道府県協議会長に対し助成金の請求を行うものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、事業計画に基づく取組が実施された場合には、助成金を交付できるものとする。なお、地域協議会が自ら行う取組及び事務費に限っては、実施されることが確実と見込まれる場合でも交付できるものとする。
- (3) 都道府県協議会長及び地域協議会長又はそのいずれかの地位を継承した者は、助成金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業終

了又は中止、廃止の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

5 助成金の返納

- (1) 大豆・麦等生産体制確立推進事業による助成金の交付を受けた者又はその共同申請者が、助成金を受けた後に要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の交付を受けた者は、助成金を交付した都道府県協議会又は地域協議会に助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- (2) (1)の返納があった地域協議会は、当該返納の額に相当する額を速やかに都道府県協議会に返納しなければならない。

6 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、第2の1に定める助成措置に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

第5 実施状況報告等

要綱第7に定める事業の実施状況の報告は、次に定めるとおりとする。

1 事業実施状況の報告

都道府県協議会長は、大豆・麦等生産体制確立推進事業の実施状況について、地域協議会長からの報告を取りまとめ、事業を実施した翌年度の7月16日までに別記様式第4号により地方農政局長等に報告を行うものとする。

2 事業の評価

都道府県協議会長は、事業実施年度から都道府県事業計画に定める目標年度までの間、毎年度、当該年度の地域における事業効果の発現状況等評価について、当該年度の翌年度の7月16日までに別記様式第4号(事業実施後初年目は別添様式の第1から第4までの項目全て、2年目・3年目においては第3及び第4の項目が報告対象)により事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に報告を行うものとする。

3 事業の実施状況に対する指導・助言

地方農政局長等は、報告を受けた事業効果の発現状況等について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会長に対し、大豆・麦の生産拡大の取組の適正かつ円滑な実施を指導・助言するものとする。

4 基金管理状況報告書の提出

都道府県協議会長は、毎年度、要綱第2の1により造成した基金の収支について、別記様式第5号により基金管理状況報告書を作成し、平成25年3月29日、同年9月30日及び平成26年3月31日時点のものをそれぞれその日から20日を経過した日までに

地方農政局長等に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 その他

地方農政局長等は、1にかかわらず必要に応じて都道府県協議会長及び地域協議会長に対し、事業実施状況等についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた事業実施状況等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出要求や現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会長及び地域協議会長は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

第6 他の施策との関連

要綱第10のその他の関連する施策との連携は、次に掲げる施策との連携とする。

- 1 麦の生産振興に関する施策
- 2 大豆の生産振興に関する施策
- 3 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による地域農業マスタープラン又は地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）による経営再開マスタープラン

別表 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の対象となる事務費の範囲

区 分	内 容
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○ 外部専門家に対する旅費
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）※
共済費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部専門家に対する謝金
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○ 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○ 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○ 振込手数料
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4の6の事務の委託等 <p>ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知（※）が適用される。</p>
雑費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入印紙代 等

※ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によること。

別紙 1

都道府県事業計画及び地域事業計画作成に係るガイドライン

1 事業計画作成に当たっての都道府県協議会と地域協議会の役割

- (1) 大豆・麦等の生産を拡大していくためには、地域が抱える作物生産上の課題解決に向け、生産面からどのようなアプローチを行うべきか検討した上で、戦略的に取り組むことが必要である。
- (2) このような観点から、都道府県協議会は、都道府県実施方針に基づき大豆・麦の生産拡大の方向性を定める必要がある。また、地域協議会に資金枠を配分して地域ごとにと組内容を設定する場合には、定めた大豆・麦の生産拡大の方向性を地域協議会へ示し、これに沿った事業計画となるよう指導・助言を行うものとする。
- (3) 地域協議会は、地域事業計画の作成に当たっては、都道府県協議会が示した方向性を踏まえ、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとすることはもちろん、事業実施後においても成果が活かされるものとなるよう留意する必要がある。

2 助成対象となる取組の範囲

要綱第2の2の取組について助成の対象とすることができるものとする。

3 助成対象としない取組

- (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に対する助成
- (2) 作付面積に応じた加算（担い手助成、団地化等を要件とした面積助成等）
- (3) 施設整備（改修を含む）・基盤整備に対する助成（共同乾燥調製施設等農業用施設整備や改修に対する助成、ほ場整備に対する助成等）
- (4) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものに対する助成（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (5) 中古機械の購入及びリースに対する助成
- (6) 対象機械・機器以外の資産形成に対する直接的な助成（農地等不動産の取得に対する助成等）
- (7) 他の国の補助金（直接・間接問わず）で受け取った（又は受ける予定の）補助対象費用に対する助成
- (8) 慣行的な農業生産活動の中で、一般的に行われている取組に対する助成（現行のほ場を対象とした、これまでの大豆・麦生産の中で使用されている肥料、除草剤等の購入に対する助成等（ただし、地域の生産体制の強化を図るための種子生産等に係る取組を除く。））
- (9) 大豆・麦の生産拡大を阻害する、又は大豆・麦からその他の作物への転換を誘導するような取組に対する助成（水稻の作付けを過度に刺激する取組に対する助成等）

4 取組内容の設定に当たっての留意点

都道府県協議会及び地域協議会は、具体的な取組内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとなるようにすること。

(1) 取組名称

その取組の内容がわかりやすいように取組の名称を工夫すること。

(2) 対象作物

取組の対象とする作物名を全て記載すること。

(3) 対象者

実施要領第2の2で定める助成対象者の中から、取組の効果が期待できるものを選定し、客観的に、かつ、公正なものとする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の者のみを対象としないこと）。

(4) 助成上限額

機械・機器の購入及びリースに対する助成に当たっては、対象とする機械・機器で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考にして助成額の上限を定めるなど公平性の確保に努めること。

なお、ほ場条件の改善に係る取組など作業労賃に対する助成にあっては、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

(5) 助成率

第2の4で定める助成率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込みなどを勘案して設定すること。

(6) 取組内容

ア 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。

イ 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとする。

ウ 緊急対策であることを意識し、地域一体的となった集中的な取組となるよう努めること。

エ 取組による効果が事業実施後も持続するようなもの、かつ、対外的にその効果が確認できるようなものに重点化を図ること。

オ 機械・機器の購入及びリースに対する助成に当たっては、都道府県全域でのニーズが想定されることや助成金の適切な執行のために、可能な限り都道府県協議会の取組として位置付け、統一的に実施すること。

カ 新技術の導入やほ場条件の改善に向けた取組に係る作業労賃に対する助成を行う際には、作業実施面積に応じた支払方法とするなど、実績を客観的に確認できるようなものとする。

キ 資材に対する助成に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこと（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としない等）。

ク 協議会が自ら行うその他地域一体となって実施する生産拡大に対する取組については、社会通念上、適切なものとする。

(7) 取組要件

地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的な支援が行われるよう、必要な要件を定める。

(8) 取組要件の確認方法

書類検査の方法、現場検査（機械・機器の購入及びリースに対する助成の場合）の方法及び確認書類を明記すること。なお、確認書類は必要かつ最小限とすること。

(9) 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

ア 計画していた額以上の申請があった場合には、採択件数を限定する、申請数に応じて助成率を減少させることなど、計画額を超えないようあらかじめ優先順位等の設定を行うこと。その際、担当者の恣意的な判断が入らないようなものとするよう特に配慮すること。

イ 都道府県協議会及び地域協議会は、優先順位等の設定に当たっては、次に掲げる取組参加者を優先的に承認・採択するように配慮すること。

(ア) 現に地域の大豆・麦等の生産を中心的に担っている農業法人、集落営農等

(イ) 人・農地プランに位置付けられた中心経営体

(ウ) その他、今後の大豆・麦等の生産拡大に不可欠な経営体

また、機械・機器のリースに対する助成については、持続的な生産活動が期待できる共同利用組織を優先的に助成するように配慮すること。

(10) その他の留意事項

ア 資材に対する助成の対象となる作物の年産は25年産とすること。ただし、26年産で当面必要となる種子等も対象とすることができるものとする。

イ 機械・機器のリースに対する助成については、取組参加者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合、リースに対する助成金は、取組参加者が選定した機械・機器の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

ウ 機械・機器のリースに対する助成については、取組の実施に係る書類が多くなるため、事務手続の段階毎に必要な書類を明記すること。

5 取組の実施に当たっての留意点

(1) 機械・機器の購入及びリースに対する助成

ア 助成対象となる機械の購入については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の別表1の定めるところにより対象となっているものとする。ただし、機械の購入に当たっては、原則として5戸以上の農業者による共同利用を要件として付さなければならない。

イ 助成対象となる機器の購入について、第2の4の「別に定める機器」とは、取得価格が100千円未満の検査機器とする（取得価格が100千円以上のものについては機械と同様に助成率の上限は2分の1以内とする。）。

ウ 助成対象となる機械・機器のリースについては、整理合理化通知にかかわらず対象にできるものとする。

エ 導入予定機械が助成対象外としている施設整備に該当するかの判断は、「強い農

業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の別表4に定める建設工事費及び製造請負工事費を要するものであるかにより行うこととする。

オ リース期間は、4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内とする。

カ リースによる導入（リース物件購入）に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{助成率（上限 } 1/2 \text{ 以内）}$$

ただし、当該リース物件に係るオに基づくリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合またはリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るオに基づくリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「法定耐用年数」}} \right) \times \text{助成率}$$

$$\text{「リース料助成額」} = \left(\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right) \times \text{助成率}$$

キ 機械の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

ク 機械・機器のリースによる導入に対する助成を行う都道府県協議会又は地域協議会は、本事業が適切に行われるよう、取組計画書兼助成金申請書の検査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配意すること。

ケ 機械・機器の購入に対する助成については、自ら使用する以外に、あらかじめ助成対象者（農業者を除く。）の要件を満たす者を管理委託先として位置付けて申請する場合も対象にできるものとする。ただし、不特定多数の者への貸付けを目的とする場合を除く。

(2) 大豆・麦以外の土地利用型作物に係る助成

都道府県協議会は、第2の3の(1)のイの土地利用型作物に係る助成の要望額が全体の3分の1を上回る場合を想定し、あらかじめ3分の1以内となるような調

整方法を定めて、地域協議会へ周知しておくこと。

(3) 検査・審査の実施

取組を事業計画に定める都道府県協議会又は地域協議会は、それぞれ地域協議会又は取組参加者に係る検査に当たっては、各協議会の構成団体である都道府県又は市町村に属する補助事業に精通した者が主となり実施するなど検査精度を高めるように努めるものとする。

(4) 販売促進活動に対する助成

対象となる取組は以下のとおりとする。

- ア 新品種の PR に必要な広報資材の作成。
- イ 実需者との検討会の開催。
- ウ 加工適性の実証に必要となる原材料の買取。
- エ 加工適性の実証に必要となる原材料の配布。
- オ その他上記に準ずる取組。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所

〇〇農業再生協議会
会長 ㊟

大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書承認申請書

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2847号農林水産事務次官依命通知）第2に定める大豆・麦等生産体制確立推進事業を実施したいので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知）の第3の1（又は3）の規定に基づき、業務方法書を作成（変更）したので、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書
（変更の場合）・業務方法書を変更する理由
・変更箇所（業務方法書の新旧対照表）

別記様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所

〇〇農業再生協議会
会長 印

大豆・麦等生産体制確立推進事業都道府県実施方針兼基金造成計画書(の変更)
について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知）第4の1の規定に基づき、〇〇協議会大豆・麦等生産体制確立推進事業都道府県実施方針兼基金造成計画書を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 大豆・麦等生産体制確立推進事業都道府県実施方針兼基金造成計画書

(別添様式(別記様式第2号関係))

大豆・麦等生産体制確立推進事業 都道府県実施方針
兼基金造成計画書

第1 大豆・麦等の生産拡大に向けた取組方針

--

第2 作付計画面積

(ha)

作物名	H24(現状)		H27(目標年度)
	田	畑	
大豆	ha	ha	ha
麦	ha	ha	ha
	ha	ha	ha
	ha	ha	ha
合計	ha	ha	ha

第3 実施計画額(基金造成額)

取組内容		金額(千円)	備考
1 助成金交付及び都道府県協議会自ら行う取組に要する経費	(1) 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組		
	(2) ほ場条件の改善に向けた取組		
	(3) その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組		
2 都道府県協議会として執行する事務費			
合計(1+2)			


※ 「2 都道府県協議会として執行する事務費」については、「合計(1+2)」に対する割合が1%以内又は50万円未満であること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所

〇〇農業再生協議会
会長 

大豆・麦等生産体制確立推進事業都道府県事業計画（の変更）について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知）の第4の2の（1）のアの規定に基づき、〇〇協議会大豆・麦等生産体制確立推進事業都道府県事業計画を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 大豆・麦等生産体制確立推進事業都道府県事業計画

(別添様式 (別記様式第3号関係))

大豆・麦等生産体制確立推進事業 都道府県事業計画

協議会

策定： 年 月 日
変更： 年 月 日

第1 大豆・麦等の生産に係る現状と課題

--

第2 大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物

作物名	大豆・麦との関連など 追加の必要性

第3 大豆・麦等の生産拡大に向けた取組方針

--

第4 大豆・麦等の生産拡大目標

作物	平成24年産 (現状)			平成25年産 (1年目)			平成26年産 (2年目)			平成27年産 (3年目・目標年度)		
	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量
麦	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
大豆	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
合計	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—

※ 取組に係る助成対象作物すべてについて、適宜行を追加し記入してください。

※ 必要に応じて田と畑に区分する場合も、適宜行を追加し記入してください。

第5 県の事業計画総括表

基金造成額	
-------	--

単位：千円

協議会名	取組に係る助成額 (③)			都道府県協議会事務費 (④)	計 (③+④)
	大豆・麦	大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物	事務費		
都道府県協議会 (①)					
地域協議会合計 (②)					
〇〇協議会					
〇〇協議会					
〇〇協議会					
合計 (①+②)					

第6 取組の明細

別紙のとおり

- ※ 総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。
- ※ 地域農業再生協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。

取組の明細（総括表）

協議会

第 1 取組の総括表

整理番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は員数	助成上限額	事業費	助成率	助成金	備考
合計									

※ 取組は、その内容が同じであっても「大豆・麦」、「大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物」ごとに分けて記入してください。

※ 整理番号には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

※ 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名		整理番号		分類	
取組名称					
当該取組に係る助成金					
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
取組要件					
要件の確認方法					
備考					

※ 整理番号には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

--


※ 同一の取組内で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇農業再生協議会
会長 

大豆・麦等生産体制確立推進事業実施状況報告書兼事業評価報告書

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知）の第5の1及び2の規定に基づき、大豆・麦等生産体制確立推進事業実施状況報告書兼事業評価報告書を作成したので、別添のとおり報告する。

添付書類 大豆・麦等生産体制確立推進事業実施状況報告書兼事業評価報告書

(別添様式 (別記様式第4号関係))

大豆・麦等生産体制確立推進事業 都道府県実施状況報告書兼事業評価報告書

協議会

※ 報告初年目:第1~第4、報告2・3年目:第3~第4 について記入してください。

第1 県の事業実績総括表

基金造成額

単位:円

協議会名	取組に要した助成額 (③)			都道府県協議会事務費 (④)	計 (③+④)
	大豆・麦	大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物	事務費		
都道府県協議会 (①)					
地域協議会合計 (②)					
〇〇協議会					
〇〇協議会					
〇〇協議会					
合計 (①+②)					

第2 取組実績の明細

別紙のとおり

※ 取組実績の明細(別紙)を使用してください。

※ 地域農業再生協議会段階で取組を行った場合、その取組の実施状況がわかる書類(実施状況報告書等)の写しも添付してください。

第3 大豆・麦等の生産拡大の状況

作物	平成24年産 (現状)			平成25年産 (1年目)			平成26年産 (2年目)			平成27年産 (3年目・目標年度)			
	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	
麦	目標			ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①			%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	増加率②			%	%	%	%	%	%	%	%	%	
大豆	目標			ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①			%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	増加率②			%	%	%	%	%	%	%	%	%	
合計	目標			ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①			%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	増加率②			%	%	%	%	%	%	%	%	%	
合計	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	

※ 取組に係る助成対象作物すべてについて、適宜行を追加し記入してください。平成24年産(現状)の「現状・実績」欄には、承認された事業計画の数値を転記してください。

※ 「増加率①」は平成24年産(現状)に対する割合とし、「増加率②」は、平成27年産(目標年度)に対する割合を記入してください。

第4 (24年産と比較しての) 事業効果発現状況と大豆・麦等の生産拡大に向けた今後の取組について

※ 報告3年目において、目標として定めた面積・単収・収穫量に到達しなかった場合、その要因を記入してください。

取組実績の明細（総括表）

協議会

第1 取組の総括表


整理番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は員数	事業費	助成金	備考
合計							

第2 （計画していた以上の申請があった場合）承認の優先順位等の調整方法

--

※ 異なる取組間で調整を行う場合において、実施した優先順位等の調整方法を記入してください。
優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。
また、同一の取組内で調整を行った場合、調整した取組ごとに記入してください。

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇農業再生協議会
会長 

大豆・麦等生産体制緊急整備基金の基金管理状況報告書の提出について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知）の第5の4の規定に基づき、大豆・麦等生産体制緊急整備基金の基金管理状況報告書を作成したので、下記のとおり報告する。

記

大豆・麦等生産体制緊急整備基金の基金管理状況報告書

〇〇農業再生協議会

1 基金収支管理概要

収 入		支 出		
1 国庫補助金受入（当該年基金造成額）	円	1 助成金交付（執行済額）	円	
（うち、基金造成のための国からの交付決定額）	円	2 都道府県協議会取組額	円	
		3 国等への返納	円	
2 運用益	円	4 合計	円	
3 その他（ ）	円	{ 翌半期における執行見込額 } { 事業完了後の国庫返納見込額 }	円	
			円	
基金残高	9月末	円	3月末	円

2 地域協議会ごとの収支明細

(単位:円)

地域協議会名	収 入	支 出		備 考
			うち返納	

- 添付書類
- ・都道府県協議会の基金の出入りが明確となるもの(出納管理簿写しなど科目、支出目的、金額、支出相手先等の内訳があるもの)
 - ・都道府県協議会の事務費の支出がある場合には、その内容がわかるもの(内部監査報告書等)
 - ・運用益が生じた場合は、その運用方法がわかるもの

参考様式第1号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県農業再生協議会長 殿

住 所
〇〇〇地域農業再生協議会
会 長 【印】

大豆・麦等生産体制確立推進事業地域事業計画（の変更）について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知）第4の2の（2）のアの規定に基づき、大豆・麦等生産体制確立推進事業地域事業計画を作成（変更）したので、下記の関係書類を添えて申請する。

記

別添様式大豆・麦等生産体制確立推進事業地域事業計画

大豆・麦等生産体制確立推進事業 地域事業計画

協議会

策定： 年 月 日

変更： 年 月 日

第1 地域の取組方針

1 大豆・麦等の生産拡大に向けた取組方針

--

2 大豆・麦等の生産拡大目標

作物	平成24年産 (現状)			平成25年産 (1年目)			平成26年産 (2年目)			平成27年産 (3年目・目標年度)		
	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量
麦	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
大豆	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
合計	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—

第2 取組の総括表

1 生産拡大に向けた助成金の活用方法

--

2 助成金の活用方法総括表

別紙のとおり

※ 総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。

取組の明細（総括表）

協議会

第 1 取組の総括表

整理番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は員数	助成上限額	事業費	助成率	助成金	備考
合計									

※ 取組は、その内容が同じであっても「大豆・麦」、「大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物」ごとに分けて記入してください。

※ 整理番号には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「4」取組に係る事務経費

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

※ 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名		整理番号		分類	
取組名称					
当該取組に係る助成金					
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
取組要件					
要件の確認方法					
備考					

※ 整理番号には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

「4」取組に係る事務費

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

※ 同一の取組内で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

大豆・麦等生産体制確立推進事業
地域事業計画取組計画書兼助成金申請書

〇〇 地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※ 代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

電話番号

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知）第4の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 私は、地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 私は、この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた助成金を〇〇協議会に返納します。

3 助成金申請額

円 (②+③)

4 取組内容

(1) 取組の総括

実施を希望する取組は回答欄の「はい」を、希望しない取組は回答欄の「いいえ」を○で囲んでください。

整理番号	取組名称	回答欄	
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ

(2) 取組の詳細

別添のとおり

※ 機械を導入する場合は別添2を、その他の取組を行う場合には別添3を添付してください。

裏面に助成金振込口座記入欄があります。
忘れずに記入してください。

5 助成金振込口座先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）												
金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード（数字3ケタ）				支店名								
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）							口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ											
漢字											
ゆうちょ銀行												
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）						
1					※							1
口座名義人												
フリガナ											
漢字											

- 6 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
 ※ その内容について同意する場合は、印にレ点を必ずご記入下さい。

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会は、大豆・麦等生産体制確立推進事業の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

添付書類 消費税の納税対応状況

- ※ 予定の納税対応（納税対応の実績）が確認できる書類を添付してください。
- ※ みなし法人を除く任意組織の場合は、構成員全員について必要です。

大豆・麦等生産体制確立推進事業
地域事業計画取組計画書兼助成金申請書

〇〇 都道府県農業再生協議会

会長 〇〇 殿

(地域農業再生協議会経由)

※ 都道府県協議会が
地域協議会の経由を
設定する場合

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 ー
住所

電話番号

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第284
8号農林水産省生産局長通知）第4の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請しま
す。

記

- 1 地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止し
た場合には、支払を受けた者が〇〇協議会に返納します。
- 3 助成金申請額

円 (①)

4 取組内容

(1) リース方式による機械の導入に係る取組

実施を希望する取組は回答欄の「はい」を、希望しない取組は回答欄の「いいえ」を
○で囲んでください。

整理番号	取組名称	回答欄	
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ

※ リースに関する取組をあらかじめ協議会が記入しておいてください。

(2) 取組の詳細
別添1のとおり

5 助成金振込口座先

※ 助成金の交付を受けるリース事業者の口座を記入してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3ケタ)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)							口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)						
1						1						
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

6 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会は、大豆・麦等生産体制確立推進事業の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

整理番号〇〇 リース方式による〇〇の導入 取組計画書

1 共同申請者

(1) 取組参加者

氏名				印
代表者名		電話番号		
住所	〒 ー			
各種計画等における役割	<input type="checkbox"/> 認定農業者			
	<input type="checkbox"/> 人・農地プランに位置付けられた中心経営体			
	<input type="checkbox"/> 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者			
	<input type="checkbox"/> その他（			
	<input type="checkbox"/> その他（			

(2) リース事業者

リース事業者名				印
代表者名		電話番号		
住所	〒 ー			

2 要件等確認欄

	要件	回答欄
1		
2		
3		

3 導入する農業機械

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日(※1)		～		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額(税抜き)	[1]				(円)
リース期間終了後の残価設定	[2]				(円)
リース料助成申請額	[3]				(円) ①
リース諸費用(金利・保険料・消費税)	[4]				(円)
機械利用者負担リース料(税込み)	[5]				(円)
リース物件保管場所					

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 2 リース助成申請額は、A、Bいずれか小さい額を記入すること。
 A: $[1] \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以内
 B: $([1] - [2]) \times 1 / 2$ 以内
 3 複数の機械をリースする場合には、機械毎にそれぞれ作成すること。
 4 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を提出すること

4 申請にあたっての合意事項

この取組計画書を提出した取組参加者とリース事業者は、本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

整理番号〇 〇〇の購入 取組計画書

1 要件等確認欄

各種計画等における役割	<input type="checkbox"/> 認定農業者
	<input type="checkbox"/> 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
	<input type="checkbox"/> 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者
	<input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> その他（

要件	回答欄
1	
2	
3	

2 導入する農業機械

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	<small>現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)</small>			
購入価格（税抜き） [1]				(円)
購入価格（税込み） [2]				(円)
購入費助成申請額 [3]				(円) ②
購入物件保管場所				

※1 購入費助成申請額は、[1] × 1/2 以内の額を記入してください。

※2 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を提出してください。

整理番号〇 〇〇〇

取組計画書

1 要件等確認欄

各種計画等における役割	<input type="checkbox"/> 認定農業者
	<input type="checkbox"/> 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
	<input type="checkbox"/> 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者
	<input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> その他（

要件	回答欄
1	
2	
3	

2 取組内容

取組内容			事業費	うち助成金	備考
具体的内容（資材の名称、取組を行う地番等具体的内容を記載）	面積又は員数	単価			
合計					③

※ 「備考」欄には、事業に関する仕入れに係る消費税等相当額を記入してください。
 ※ ③には、事業費の〇／〇以下の金額を記入してください。